

会員
限定

建築士賠償責任 補償制度

けんばい
事務所用

設計業務等のリスクに備えた
建築士会会員のための補償制度

2025年4月施行の改正建築物省エネ法、改正建築基準法に対応

標準セットプラン	基本補償	法令基準未達補償 <small>※補償対象外とすることも可能です。</small>	建築物の 省エネ法対応
----------	------	--	----------------

オプション	● 構造基準未達補償 4号特例縮小対応	● 工事監理業務補償
	● 設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償 (弁護士費用補償)	
	● 損害拡大防止軽減費用補償	
	● 適合証明業務に関する補償	● 建物調査遂行中の賠償責任補償
	● 業務災害総合補償	
	● サイバーリスク補償 スタンダードプラン	
	● サイバーリスク補償 情報漏えい限定プラン (従来の個人情報漏えい保険の移行プラン)	

標準セットプラン


- **基本補償**
建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が生じている「設計業務・法適合確認業務」の遂行に起因して発生する損害を補償します。設計業務に起因し、かつ、設計業務の対象となった建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損に起因しない他人の身体の障害を補償します (建築物の滅失・破損に起因しない身体障害担保特約)。給排水・電気・空調・遮音性能の機能的不具合に関する損害については建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも補償します。(建築設備機能担保特約)
- **法令基準未達補償**
建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、「所定の建築基準関連法令における基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。
2025年4月1日施行の改正建築物省エネ法(※)による、省エネ基準適合義務化によるリスクにも対応。
(※)「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)

オプション

- **構造基準未達補償**
2025年4月1日施行の改正建築基準法による、4号特例縮小によるリスクにも対応。
建築物の外形的かつ物理的な滅失または破損が無い場合でも、「建築基準法第20条1、2、3号建築物」について、「建築基準法第20条に規定する構造基準」を満たさないことについての損害賠償責任を補償します。
- **工事監理業務補償**
「工事監理業務」の遂行に起因して発生する損害を補償します。
※施工業務を兼業している(施工業務を自ら行う)設計事務所は加入不可
- **設計・工事監理業務における設計成果物に関する応訴費用補償 (弁護士費用補償)**
設計・工事監理業務における設計成果物に関することで設計・工事監理契約の発注者から訴訟を受けた際の応訴費用を補償します。
(※)約2,100社の設計事務所のうち約1,500社が弁護士費用関連の補償をご要望。
- **損害拡大防止軽減費用補償**
設計業務の遂行に起因して生じた建築物の瑕疵について、その修補、業務の履行の追完または瑕疵の改善のための直接的な費用を補償します。
- **適合証明業務に関する補償**
適合証明業務の遂行・結果に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
- **建物調査遂行中の賠償責任補償**
耐震診断等の建物調査業務の遂行に起因して発生した対人・対物事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、建物調査業務の結果により発生した事故は補償の対象外となります。
- **業務災害総合補償 (業務災害総合保険)**
業務上の事由・通勤災害に伴う企業等の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する「企業向けの補償」と、業務中・通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うことによって生じる損害を補償する「役員・従業員向けの補償」で企業労災リスクをカバーします。またパワハラ、セクハラ等のハラスメント行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う企業および社長等の法律上の賠償責任も補償します。
- **サイバーリスク補償 スタンダードプラン**
情報漏えいの補償に加えて、コンピュータシステムの所有使用に起因して発生した不測の事由や、情報漏えいが発生する以前のサイバー攻撃の恐れによって被る損害等を補償します。

ご加入はWebで

公益社団法人日本建築士会連合会のホームページ → 保険制度 > 「保険制度」のご案内 → けんばい 新規加入の方 ▶

詳しくはこちら 

このチラシは建築士賠償責任補償制度(けんばい)の概要についてご紹介したものです。保険の内容は建築士賠償責任補償制度のパンフレットをご覧ください。詳細は保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますがご不明の点がありましたら、下記までご連絡ください。なお、保険の内容につきましては、取扱保険代理店よりご案内させていただきます。

2025年度けんばいのポイント

① 省エネ基準適合義務化にも対応した「法令基準未達補償」

- ・概要 2025年4月1日施行の改正建築物省エネ法*による、省エネ基準適合義務化によるリスクにも対応。
- ・対応する補償名 法令基準未達補償→P11
- ・改定概要 昨年まで保険金額が3,000万円のみでしたが、新たに1,000万円プラン、5,000万円プランを新設しました。これにより設計事務所様の規模に応じて適切なプランが選択できるようになりました。

想定事故例 誤った断熱材で設計してしまい、建築物省エネ法の省エネ基準を満たさず、改修工事が必要となった。

※「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」(令和4年法律第69号)

② 4号特例縮小にも対応した「構造基準未達補償」

- ・概要 2025年4月1日施行の改正建築基準法による、4号特例縮小によるリスクにも対応。
- ・対応する補償名 構造基準未達補償→P12
- ・改定概要 4号特例縮小により、所謂新2号建築物では建築確認手続きが必要となりますが、当該建築物において構造基準が満たさないことについての損害賠償責任をカバーします。

想定事故例 構造計算のミスにより、本来12本の鉄筋が必要であったところ、鉄筋を7本しか入れず強度不足が発生し、補修工事が必要となった。

ご参考図



③ 企業を取りまく労災リスクに備えるため「業務災害総合補償」を新設

- ・概要 業務上の事由・通勤災害に伴う企業等の法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する「企業向けの補償」と、業務中・通勤中に被った身体障害について、被保険者が法定外補償を行うことによって生じる損害を補償する「役員・従業員向けの補償」で企業労災リスクをカバーします。またパワハラ、セクハラ等のハラスメント行為に対する管理責任や不当解雇等に伴う企業および社長等の法律上の賠償責任も補償します。
- ・対応する補償名 業務災害総合保険→P18

建築物省エネ法に基づく説明・届出業務に関する補償の廃止について

2025年4月1日の改正建築物省エネ法施行により、建築物省エネ法に基づく説明・届出業務がなくなることから本補償は廃止となります。今後の省エネ基準適合義務化に伴う業務に関しては法令基準未達補償で補償の対象となります。
※2025年4月1日時点で「建築物省エネ法に基づく説明・届出業務に関する補償」を付帯していた場合、本補償廃止後も一定期間補償が継続します。